令和5年度第4回江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 議事録

- 日時 令和5年11月16日(木)午後2時~午後3時45分 1
- 2 会場 第5委員会室
- 村島 章惠 会長、井桁 秀夫 委員、横山 和子 委員、早崎 さやか 委員 3 出席者 事務局職員

4 議 題

第9号議案 令和3年度審査請求第2号について

(諮問) 生活振興部マイナンバー推進課

- 審査会は、審査請求人による口頭意見陳述を実施した。
- 審査会は、口頭意見陳述に係る聴取録を作成し、処分庁及び送付を 求める審査請求人に対し、聴取録を送付することとした。
- 審査会は、次回、審議を継続することとした。

第6号議案

令和5年度審査請求第3号について

(諮問) 都市開発部都市計画課

- 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対す る意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述 及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継 続することとした。
- ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があっ た場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送 付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をお おむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

第7号議案 令和5年度審査請求第4号について

(諮問) 都市開発部都市計画課

- ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対す る意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述 及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継 続することとした。
- ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があっ た場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送 付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をお おむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

第5号議案 令和5年度審査請求第2号について

(諮問) 健康部医療保険課

- ・ 審査会は、審査請求人及び処分庁から提出された意見書等の内容を 確認し、次回、審議を継続することとした。
- ・ 審査請求人から、提出資料の閲覧の申出があったため、審査会は、 提出資料の閲覧可否について審議を行った。
- ・ 審査会は、提出資料の閲覧については、申出のあった全ての資料の 閲覧を認めると判断し、審査請求人に対し、その旨の通知を行うこと とした。

5 報 告

(1) インターネット等運用審査会の審査結果について